

令和7年度 喀痰吸引等研修 (第一号・第二号研修)



「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正により、介護施設や居宅において必要な医療的ケアを、一定の条件下で介護職員も実施できるようになりました。この喀痰吸引等研修は、たんの吸引や経管栄養を適切に行える介護職員を養成するための研修です。

★ 第一号研修：たんの吸引と経管栄養の全ての行為を習得する研修

★ 第二号研修：希望する任意の行為を習得する研修

募集対象者	① 静岡県に住所がある者または静岡県に所在する施設・事業所に就業している者。 ② 原則として、実地研修の行為が必要な利用者が、受講者が所属する施設・事業所に入所していること。 ③ 実地研修の指導看護師が、実地研修を実施する施設・事業所に所属しており、受講者の指導及び公正な評価ができること。 ④ 原則として、所属している施設・事業所が登録特定行為事業者として登録申請しているか、登録特定行為事業者もしくは登録喀痰吸引等事業者として登録申請を行う予定であること。 ⑤ 免除以外の全課程出席可能であること。
履修免除コース (第一号研修) (第二号研修)	《実地研修のみ》 実務者研修(医療的ケア)を修了した者で、たんの吸引(口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部)と経管栄養(胃ろうまたは腸ろうの経管栄養、経鼻経管栄養)の全ての行為、または希望する任意の行為の習得を希望する者。 【お振込金額】10,000円(税込) ※事務手数料
特定行為の追加コース (第二号研修)	《実地研修のみ》 過去に喀痰吸引等研修(第二号研修)を修了している者で、修了していない特定の行為について習得を希望する者。《希望する行為の実地研修》 【お振込金額】10,000円(税込) ※事務手数料
※ 実地研修は、受講者が所属する法人の施設・事業所等で実施していただきます。(センターで実地研修先の紹介はしていません。) ※ 人工呼吸器装着者向けの研修は、実施していません。	
損害保険料	実地研修にかかる受講者の損害保険料は、(公財)介護労働安定センターが負担します。
申込方法等	裏面「申込手順」をご確認の上、当センターホームページより申込必要書類をダウンロードいただくか、お電話で書類請求をお願い致します。

《お問い合わせ先》



公益財団法人 介護労働安定センター静岡支部

〒420-0837 静岡市葵区日出町2-1 田中産商第一生命共同ビル2F

TEL 054-252-0222 (平日 8:30~17:00) 担当：望月 酒井

FAX 054-252-0122 (いつでも受信可)



令和7年度 喀痰吸引等研修(第一号・第二号研修)

申込手順

- ① センターにお電話いただき、受講要件をご確認ください。 TEL 054-252-0222



- ② 受講申込書、および受講申込書下欄に記載された必要書類を全てそろえて郵送またはご持参でお申し込みください。

※受講申込書等の様式は、当センターホームページよりダウンロードしてください。



- ③ ご提出いただいた書類がセンターに届きましたらご連絡しますので、受講料をお振り込みください。
受講申込書および必要書類を確認させていただいた後、三井住友カード株式会社を通して請求書兼払込票をお送りします。記載されている振込期限までに受講料をお振り込みください。

【留意事項】

- ・振込手数料は、お振込人様の負担とさせていただきます。
- ・領収書は振込票をもって代えさせていただきます。
- ・キャンセルされる場合はお早めにご連絡ください。返還に伴う振込手数料を差し引いた受講料を返還致します。ただし、研修開始日の14日前以降のキャンセルについては原則として返還できませんので予めご了承ください。
- ・本講習を当センター理由で中止する場合は、お振込いただいた受講料を返還致します。その際の振込手数料は当センターが負担します。



- ④ お振り込みいただいた時点で「受講申込」完了です。



- ⑤ センターで入金を確認後、「実地研修の手引き」及び研修に必要な書類(評価票・報告書等)をお送りします。
お手元に上記書類が到着しましたら実地研修を開始してください。なお、実地研修実施期間は一年間となっておりますので、期間内に終了していただきますようお願い致します。

★ 当センターのプライバシーポリシーに基づき、申込書等の内容は厳重に管理し、ご本人の了解なしに第三者へ提供されることはありません。

